



国基準の小学6年生までの学童 保育早期受け入れを求める陳情

6月市議会には市民の皆さんから出された6つの陳情と1つの請願が審査されました。阿部治正は、そのうちの1つの陳情と請願に賛成討論をし、裁決では全てに賛成をしました。以下、まずは陳情内容と討論内容の概要をご紹介します。

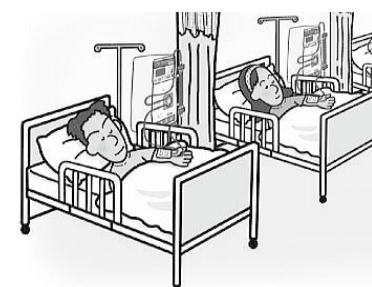
教育福祉委員会では、市はすでに学童整備の計画を出しているのだから陳情は採択の必要なしと多くの会派が主張しました。

しかしこの主張は正確ではありません。実状は、4年生以上を受け入れていない6小学校区のうち今年度当初予算で増設が決まったのは2校だけ。残りの4校は補正予算で後に措置をする、来年度中には開設されるだろうと言われているだけ。すでに解決済みの問題であるかに論ずるのは早計なのです。

市民の要求は、希望する子どもの受け入れが現に実現されておらず、そのために仕事と子育ての両立に実際に困難が生じ、そこからさらに様々な生活上の問題が生じている、そうした現実根拠を置いています。それが未だ解消されていない以上、そして4年生以上の受け入れが拒絶されている6校、ないし4校が実際に存在する以上、市民の要求は正当であり、議会はそれに寄り添うべきです。市民に対して、大丈夫ですと言うのは、せめて残りの4校がきちんと予算措置をされた後にするべきです。

しかも、委員会における当局の答弁の中では、4

か、国にその動きがある必要を公的施設を確保する公的な施設を主張しました。



項目5「腎移植の推進及び再生医療の研究」も、すでに社会的合意が達成されている課題です。以上の理由で請願に賛成をします。

年生以上の受け入れのために市が考えている整備計画も、2023年か2024年までの受け入れ見通しにもとづくもので、それ以降については想定していないという話でした。この点でも、市民の不安や要求には現実的な根拠があり、それを解決済みの問題のように扱うのは問題です。

実現する前に自慢をするな。市の計画案はまだ紙切れに過ぎない。しかも、それが、市民生活に直結した課題ならなおさらです。子どもは家族の宝、地域社会の宝です。

議会は、市民の皆さんが置かれている現実の困難、その切実な思いから出発すべきです。市当局の言葉の上での約束から出発すべきではなく、むしろそれを市民とともに厳しくチェックをするという立場で活動をするべきです。

賛成8 反対18



賛成 腎臓疾患総合対策の早期確立を求める請願



7月議会で審査された市民提出の請願への討論の要旨を紹介いたします。

請願項目の第1「腎臓病の早期発見と重症化予防に向けた総合的な対策」は誰しも否定できない要望です。第2の「腎臓病患者が必要な介護支援を受けられる介護保険制度」。現状は、40歳から64歳までの腎臓病患者は糖尿病由来の疾患だけが対象。腎疾患は糖尿病性だけでなく多様な原因を持ち、いまの介護保険制度は不十分です。項目3にある通院に必要な交通支援は、今もJR、タクシー、有料道路、航空運賃などでの一定の割引がありますが、請願にある「週3回の人工透析治療のため、通院困難な透析患者の通院を保障する体制」とは程遠い状況です。

さらに、項目4の「広域で大災害が発生しても人工透析治療を受けることができるよう、国、地方自治体が連携した災害対策への取組」は、大阪北部地震でクローズアップされたように、喫緊の、深刻な課題です。透析患者にとって、災害時に透析を受けられないことは命に関わる問題です。患者会でも災害対策の自助努力をされているようですが、それだけで解決できる問題ではありません。

阿部はるまきの市政報告

2018年夏号
流山市議会
社民党

流山市議会事務局 〒270-0192 流山市平和台1-1-1 04-7150-6099

第2回定例会の報告

市民の立場にしっかりと立ちつて質問し討論しました 学童クラブ、介護、まちづくり、福祉と人権など

6月議会では流山市提案の議案が16、請願1つ、陳情は6つが審査されました。紙面の制約もあり、ここでは阿部治正の7つの討論の一部をご紹介します。

●介護の仕組みに混乱と後退をもたらす議案に反対

まず、介護保険制度に関係した、市の専決処分を承認することを求める議案が2つ。

ひとつは、定期巡回・随時対応訪問看護介護サービスなどへの参入を病床を持つ診療所にも認めるとともに、この事業に従事する介護職員の資格を「介護職員初任者研修」を終了した者に限り「生活援助従事者研修」のみの者は不可とするというもの。

もうひとつは、病院などの療養病床を介護保険施設に転換させるために国民健康保険制度から支も援が行われてきたが、国がこの仕組みを2024年度まで延長するとしたため、それに合わせた国保料を徴収するというもの。

ひとつめの専決処分は、生活援助の切り捨てにならぬようにとの強い要望を付して賛成。ふたつめには、国が進める療養病床の介護施設への転換策はふらふらとして一貫性がないばかりか、在宅誘導が強化され、医療難民、介護難民を生み出しかねないとして反対。

●公営住宅施策は後退、産科・小児科誘致は手法が間違い

市営住宅条例の改正案の提案は、市の公営

福祉・介護の何でも相談

月に1回、行います。相談スタッフは、社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー、精神保健福祉士などの資格を持った専門家、大学教員です。時間調整のため、事前連絡を下記まで頂く必要があります。お気軽にお申し込み下さい。

7月22日(日)午後1時から
社民党流山事務所
流山市平和台2-43 広葉ビル201
090-2481-9040 (阿部治正)



阿部治正はこの4年9ヶ月平日毎朝(出張などを除き)駅頭に立ち市政報告をしています。

住宅を今後は「既存借り上げ方式」、つまり市が民間賃貸住宅を借り上げて市民に又貸しするやり方に転換することと一体のものでした。これは、これまでの市による「直接建設方式」と比べると市の財政的負担を増やす可能性があり、また公営住宅の質をないがしろにし、基本的人権の一部としての住宅保障の考えにも反しており、反対討論をしました。

流山市に不足している産科や小児科を誘致するためとして、企業立地の促進条例の改正案も出されました。しかし産科・小児科に対する施策は本来は社会保障施策の一環であり、企業立地条例が扱う製造業や商業施設などの誘致とは性格が異なります。その違いを無視して、商工業誘致と医療機関誘致を一緒くたに扱う施策は、社会保障施策に困難や障害をもたらすだけでなく、産科や小児科の誘致自体も台無しにしかねない施策と考え、反対討論を行いました。

●中小企業支援策は国の「生産性向上特措法」に従属

市税条例の改正案も出されました。これまでの中小企業支援の減税策に代えて、生産性向上やAI革命やIoTをうたい文句に、国策に呼応する中小企業を優遇する減税策です。これまでの中小企業減税も、露骨に「稼ぐ力」を支援する施策とされてきましたが、さらに支援対象を絞り込むと同時に首相の権限強化を狙ったものであり、反対をしました。

憩いの場を大切に
まちづくりを

鰯ヶ崎駅前広場が近くオープン 東福寺・三本松古墳・雷神社・熊野神社散策の始点

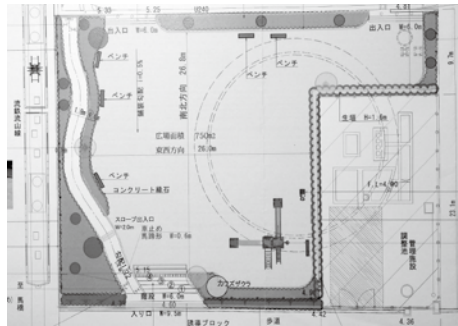
新しい道路が抜け道になり通学の安全脅かさぬ対策を

阿部治正は議員になって7年間、毎議会ごとに一度も欠かさず一般質問を続けています。6月市議会でも2つのテーマで質問。ひとつは、流鉄鰯ヶ崎駅前にオープンする広場の活用と、鰯ヶ崎・思井地区の区画整理道路が開通した後の交通安全対策。これは、鰯ヶ崎地区の問題としてというよりも、流山市全体で進められている区画整理事業にともなう問題の典型例として、他の地域にも共通する課題として取り上げました。もうひとつは、全国的に大きな問題とされている旧優生保護法下での障がい者などへの強制不妊手術、その実態調査と謝罪や補償の問題についてです。以下、その要旨をご報告します。

●鰯ヶ崎駅前広場を市民の憩いと散策起点の場に

鰯ヶ崎・思井地区の区画整理事業は、三本松陸橋が完成し、区画道路の築造工事が進められ、地域住民が期待をしていた鰯ヶ崎駅前の調整池上の広場の工事も着手される段階となりました。

まず、鰯ヶ崎駅前の広場ですが、ここが市民によるフリーマーケット、ゲートボール、地域のイベント等々に活用できるようになれば、地域住民には大変に有益です。



調整池上ひろばの平面図

この広場がオープンすることは、単に小さな広場がひとつ増えたというにとどまらない、様々な波及

効果がもたらされます。各地からやってくるファンも多い流鉄とその「鰯ヶ崎駅」。直ぐ近くには「三本松古墳」、「東福寺」の金剛力士像や千仏堂（以上はいずれも流山市指定有形文化財）、「雷神社」（おびしゃ行事は流山市指定無形民俗文化財）、そしておおたかの生息も確認されている「熊野神社」、宮園の「野鳥の池」、西平井の「みずどりの池」等々をめぐる散策の起点にもなります。周辺の街の人気スポットが一気に結びつき、生き活きとしたまちのイメージが豊かに立ち上がってきます。この広場を、そうしたものとして十分にいかしていく必要があることを、市当局に訴えました。

●交通量の変化見逃さず、通学の安全に万全の対策を

区画整理事業の完成によって、西平井や加の方



面から、道路幅が拡幅された三本松陸橋を渡り、鰯ヶ崎駅や鰯ヶ崎小学校方面に向かう車の交通量が増えることが予想されます。この問題への対応も重要です。

市当局は、主に区画整理地内の住民が鰯ヶ崎駅前の道路に向かうだけで、住民

の数も他の区画整理地区と異なって多くはならず、交通量の目立った増加はないとの認識のようです。

しかし、予想通りにならない可能性もあります。現に、鰯ヶ崎団地内を松戸方面から「愛友会病院」に、あるいは「鰯ヶ崎駅」や「鰯ヶ崎小学校」方面に抜ける道は、朝などはとても交通量の多い道路となっていてしまっています。これらも、以前には想定されていなかったはずなのです。

鰯ヶ崎駅前の道路では、この数年間に何度か交通事故も発生しています。私自身、子どもの通学時間帯に起こった二度の事故をその直後に目撃しています。車が歩道と車道を分けているガードパイプに乗り上げて45度に傾いている状態で、その時、子どもが歩道を歩いていたら大事故になっていたのではとぞっとしました。

当局の想定通りにはなかった場合、速やかに交通安全対策を強化するように強く求めました。



雷神社のおびしゃ行事

●自治体も大きな責任を負っていることを知るべき

1948年に制定された旧優生保護法下で、障がい者、遺伝性の病気、また素行不良等と決めつけられた人々など約25,000名に不妊手術が行われ、うち少なくとも16,500名は本人同意がない強制手術だったとされています。



この国策による不妊手術は、当時は合法だったとして許されて良いことはありません。旧優生保護法自体が、憲法が掲げる基本的人権（11条）、幸福追求権（13条）に違反していることはもちろん、多くの手術が優生保護法をさえ逸脱して実施されました。国連の自由権規約人権委員会や女性差別撤廃委員会も、日本政府に被害者への補償措置等を求める勧告を行っています。

国の通知で行われた強制手術ですが、実施機関は都道府県、被害者の精神衛生法上の保護義務者が市長であったケースもあり、自治体の関わりが深いことも明らかです。強制手術に関する情報の多くは市町村、そして地域社会に残されていると言われ、実態解明のために流山市にも真摯な取組が求められています。

●障がい者などを「劣った生」と見なし抹殺

優生保護法の本質は、障がいなどを持った人々を「劣った生」と見なし、その抹殺をはかろうとするもので、典型的にはナチスドイツの政策として猛威を振りました。



。当時は科学の仮面を被って支持されていましたが、実際には非科学の極みの差別思想以外の何ものでもありません。日本では、このえせ科学の最たる優生思

優生保護法下で多数の人が強制不妊手術 謝罪と補償のための真摯な実態調査を

障がい者
排除に償いを

想が、戦後も猛威を振るいました。

●障がい者だけでなく「貧困が狙われた」

優生思想は、障がい者や遺伝性の病気とされた者だけでなく、それ以外の人々にも拡大されました。この点では、「貧困が狙われた」といわれています。貧困を背景とする児童の養育環境の劣悪さ、それらを原因とする学力の遅れ、学校や地域になじめない、社会的規範が十分に身についていないとされた子どもや大人が、差別や偏見も手伝って、障がい者、「劣った生」など烙印を押されながら、不妊手術を強制されていったのです。

●障がい自体は不幸に非ず、不幸にする社会の側に欠陥が

優生手術は、「不幸な子どもを産まない」というキャッチフレーズで国民合意を得る方法がとられました。しかし、幸せか幸せでないかを判断するのは当事者自身であり、社会が社会の都合で決めつけることはありません。障害イコール不幸とする観念はまったく間違った、倒錯した観念です。障がいを持った人が幸せとは言えない境遇に置かれているとすれば、それは社会の側、社会制度に欠陥があるからだというのが、今日の障がい者観、福祉観の到達点です。



●謝罪と補償のためにも市は真剣な実態調査を

阿部治正は一般質問で次のことを質しました。
ア 旧優生保護法の下での強制不妊手術等は人道に著しく反する行為であり、真摯な実態解明の努力と謝罪と補償が求められていると考えるがどうか。
イ 国や県からの実態調査の依頼の内容はどのようなものか、それに対して流山市として具体的にどのような取組を行うのか。
ウ 流山市としての独自の取組の必要についてどのように考えているか。

市は人権回復をはかる責務を自覚し積極的な取組を